



目次

| | |
|--|-----|
| 規 則 | ページ |
| ◎高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例施行規則 | 1 |
| ◎高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ◎高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ◎高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 5 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則 | 5 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則 | 5 |

規 則

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例（令和8年高知県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知空港国際線ターミナルビル（以下「旅客取扱施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、旅客取扱施設の管理を指定管理者

が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、知事が別に定める様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日（当該利用が2日以上継続するときは、当該利用の初日。第10条第1項において同じ。）の前日から起算して6月前から14日前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（旅客取扱施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項ただし書、第13条ただし書、第14条ただし書並びに第15条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、知事が別に定める様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第4条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、知事が別に定める様式によるものとする。

(利用変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、知事が別に定める様式によるものとする。

(利用料金等の納付の時期等)

第6条 条例第8条の規定による利用料金又は条例第13条第1項の規定による使用料の納付は、第3条第1項の利用許可書又は第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第1号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第2号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の額)

第8条 条例第13条第2項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

- (1) 国又は地方公共団体が旅客取扱施設を利用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、知事が別に定める様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第4条第2項の利用変更許可申請書とともに提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは知事が別に定める様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の全部又は一部を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 県の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額の2分の1に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用を開始する日の前日までに

| | | |
|---|---|--|
| <p>使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額</p> <p>2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、知事が別に定める様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは知事が別に定める様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付しないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。 (入場の制限)</p> <p>第11条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、旅客取扱施設への入場を拒み、又は旅客取扱施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 旅客取扱施設の施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者</p> <p>(2) 他の利用者その他の旅客取扱施設を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、旅客取扱施設の関係職員の指示に従わない者 (管理上の立入り)</p> <p>第12条 利用者は、旅客取扱施設の関係職員が利用施設及び旅客取扱施設の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。 (設備の制限)</p> <p>第13条 利用者は、旅客取扱施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 (原状回復義務)</p> <p>第14条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第7条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、旅客取扱施設の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (汚損等の届出)</p> <p>第15条 旅客取扱施設を利用する者は、旅客取扱施設の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。 (指定管理者の指定の申請に必要な書類等)</p> <p>第16条 条例第17条の規則で定める申請書は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおり</p> | <p>とする。</p> <p>(1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書</p> <p>(2) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し</p> <p>(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類</p> <p>3 条例第18条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。 (雑則)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、旅客取扱施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為として行う申請に必要な書類)</p> <p>2 条例附則第2項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、第16条第1項及び第2項並びに第7条の規定の例による。</p> | |
|---|---|--|

別記**第1号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者
代表者の氏名

旅客取扱施設利用料金承認申請書

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により高知空港国際線ターミナルビルの利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

| 区分 | 単位 | 申請額 |
|----|----|-----|
| | | |

2 利用料金の申請額の根拠

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者
代表者の氏名

旅客取扱施設利用料金変更承認申請書

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により高知空港国際線ターミナルビルの利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

| 区分 | 単位 | 変更前 | 変更後 |
|----|----|-----|-----|
| | | | |

2 利用料金の変更の理由

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第3号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定を受けたいので、高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例第17条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | | | | |
|------------------|-----------|--|----------|--|
| 申請者 | フリガナ | | | |
| | 名称 | | | |
| 代表者の職・氏名 | 職名 | | フリガナ | |
| | | | 氏名 | |
| 主たる事務所の所在地 | （郵便番号 - ） | | | |
| | 電話番号 | | ファクシミリ番号 | |
| 高知県内の主たる事務所等の所在地 | （郵便番号 - ） | | | |
| | 電話番号 | | ファクシミリ番号 | |

関係書類

- 高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例第17条第1号の事業計画書
- 高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第19号**高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則**

高知県聴聞手続規則（平成6年高知県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第15条第3項又は条例第15条第3項に規定する方式」を「法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する公示の方法」に改め、同条第4項中「法第15条第3項又は条例第15条第3項」を「法第15条第4項又は条例第15条第4項」に、「準用する法第15条第3項」を「準用する法第15条第4項」に、「準用する条例第15条第3項」を「準用する条例第15条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号**高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法人を」を「団体等（高知県公益認定等審議会条例第11条に規定する団体等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を」に、「法人に」を「団体等に」に改める。

第3条第3項及び第4項中「法人」を「団体等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号**高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則**

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県

規則第8号)の一部を次のように改正する。
 第3条中「9,000円」を「9,700円」に改める。
 別表中「9,000円」を「9,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第22号**

**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中「障害児」を「障害児等（障害児及び条例第2条第2号イの障害児であった者であって当該者が18歳に達したことにより障害児の要件に該当しなくなったもののうち、当該18歳に達した日の属する年度の末日までにある者（以下「18歳障害者」という。）をいう。第6条の2において同じ。））」に改める。

第6条第1項中「障害児」を「18歳障害者又は障害児」に改め、同条第2項中「前項」を「障害児に係る前項」に改め、同条第3項中「障害児」を「18歳障害者又は障害児」に改める。

第6条の2中「障害児」を「障害児等」に改める。

第6条の3第1項中「障害児」を「18歳障害者又は障害児」に改め、同条第2項中「前項」を「障害児に係る前項」に改める。

第10条及び第10条の2中「障害児」を「18歳障害者又は障害児」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
 -----

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県教育長 今城 純子

**高知県教育委員会規則第2号**

**高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第15条第3項又は条例第15条第3項に規定する方式」を「法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する

公示の方法」に改め、同条第4項中「法第15条第3項又は条例第15条第3項」を「法第15条第4項又は条例第15条第4項」に、「準用する法第15条第3項」を「準用する法第15条第4項」に、「準用する条例第15条第3項」を「準用する条例第15条第4項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
 -----

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

**高知県公安委員会規則第5号**

**高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則**

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第1条及び別表の規定の適用については、第1条中「第10条第3項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第3項」と、別表中「136人」とあるのは「137人」と、「460人」とあるのは「461人」と、「132人」とあるのは「133人」と、「476人」とあるのは「477人」と、「570人」とあるのは「572人」と、「1,611人」とあるのは「1,613人」と、「789人」とあるのは「791人」と、「1,925人」とあるのは「1,927人」とする。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。